

日本原子力学会 標準委員会 基盤・応用技術専門部会  
第28回廃止措置分科会議事録

1. 日時 2013年2月4日(月) 13:30~15:40

2. 場所 日本原電 第2-3会議室

3. 出席者(敬称略)

(出席委員) 岡本主査, 松原副主査, 田中幹事, 石倉委員, 石原委員, 梶谷委員, 北山委員, 黒木委員, 工藤委員, 軍司委員, 小山委員, 高田委員, 立花委員, 初岡委員, 福島委員, 見上委員, 三橋委員, 湊委員, 村上委員

出席委員 19名(4名欠席)

(新任委員)

(欠席委員) 杉山委員, 丹沢委員, 山下委員, 山口委員

(出席常時参加者) 蒲生, 北島, 新崎, 鳥居, 辻, 紺谷, 武部, 中村, 遠藤, 堤, 福士

(新登録常時参加者) 千田, 佐藤

(欠席常時参加者) 今川, 岩田, 片桐, 北村, 中辻, 堀川

(傍聴者) 前田

(説明者) 斉藤

4. 配布資料

R3SC 28-1 人事案件

R3SC 28-2 (一社)日本原子力学会 標準委員会 基盤・応用技術専門部会  
第27回廃止措置分科会(R3SC)議事録(案)

R3SC 28-3 基盤・応用専門部会書面投票結果

R3SC 28-4(1)「発電用原子炉施設の廃止措置の耐震安全の考え方:20XX」専門部会書面投票結果  
対応修正案

R3SC 28-4(2)「発電用原子炉施設の廃止措置の耐震安全の考え方:20XX」専門部会書面投票結果  
対応前後比較表

R3SC 28-4(3)「発電用原子炉施設の廃止措置の耐震安全の考え方:20XX」専門部会書面投票指摘  
事項管理表

R3SC 28-5(1)「試験研究炉及び核燃料取扱施設等の廃止措置の計画」専門部会書面投票結果対  
応修正案

R3SC 28-5(2)「試験研究炉及び核燃料取扱施設等の廃止措置の計画」専門部会書面投票結果対  
応前後比較表

R3SC 28-5(3)「試験研究炉及び核燃料取扱施設等の廃止措置の計画」専門部会書面投票指摘事項  
管理表

5. 議事

(1) 人事案件、前回議事録、基盤・応用専門部会書面投票結果他

・19名の委員の出席で委員会成立。

・試験研究炉等の廃止措置の計画及び実用発電炉耐震安全の考え方について、書面投票の結果可  
決されたことが田中幹事から報告があった。その他コメント他なし。

(2) 「発電用原子炉施設の廃止措置時の耐震安全の考え方」専門部会書面投票結果対応案  
対応案について、初岡委員より資料 R3SC-28-4(1)～(3)の資料で説明。

主な審議内容

- ・ 5.2 b) 注記 「耐震設計審査指針の適用除外“N”は、・・・」 「“N”は、・・・」に変更した方が良い。指針の適用除外の“N”と読む人もいると思われ、“N”が指針に適用除外として記載しているように読める。 拝承。
- ・ D.1 上から5行目 「・・・耐震安全性が確保されることになる。」 「・・・耐震安全性が確保されることになり、確認は不要である。」と記載した方が良いのでは。 そこまで記載しなくても今の文案で読めると考える。
- ・ D.1 下から2行目 「専ら廃止措置の用に供する装置は、耐震クラスに応じた・・・」となっているが、もっと丁寧に記載した方がよいのでは。 「・・・装置は、5.2と同様な耐震クラスを設定し、設定された耐震クラスに応じ・・・」としたらどうか。 拝承。  
本標準については、今回のコメントを直して次回の専門部会で審議することとした。

(3) 「試験研究炉及び核燃料物質取扱施設等の廃止措置の計画」専門部会書面投票結果対応案  
対応案について、斉藤氏より資料 R3SC-28-5(1)～(3)の資料で説明。

主な審議内容

- ・ 本標準で実用炉の表現を踏襲している箇所に対する指摘事項については、直さなくても意味は通じるので、実用炉の計画を直すときに反映するようにする。
- ・ 5.1 一事業所内の複数の施設の一部を廃止する場合の説明が親切でない。注記で、このような場合は、施設管理の中で行なわれること、被ばく、インベントリに応じて作業管理を行なうことが望ましいことを記載する。 拝承。
- ・ 5.6.2 c) 気象条件の解析方法で、継承機関の指針に適合する表現は、標準に合わないのでは(初岡)。 指針ではなく、規制庁の内規になる可能性もあり、「・・・旧原子力安全委員会若しくはその継承指針に適合させる。」としては。 拝承。  
本標準についても、今回のコメントを直して次回の専門部会で審議することとした。

(4) 「原子力施設の廃止措置の実施」本文審議

本文案について、初岡委員より資料 R3SC-28-6 の資料で説明。

主な審議内容

- ・ 引用規格に「廃止措置時の耐震安全の考え方」を記載しておく必要があるのでは(岡本主査)。 まだ、制定されていない。 制定前でも記載しておけばよい。
- ・ 基本方針の中にクリアランス、NRも記載すべきではないか。 合理的に達成可能な限り低減するとしているが、まだ練れていないところもあるので検討してみる。
- ・ 5.2 b) 内部被ばく防止のための対策で、放射線レベルの高い区域での作業に留意するのではなく、放射能レベルの高いとすべきではないか。 汚染レベルの高いなどに変更する。 拝承。
- ・ 5.3 発電用原子炉施設の核燃料などの管理の方法については、発電炉のことだけが記載されている。項目を分けて、発電炉以外の核燃料物質の管理の方法を記載する。
- ・ 保安規定に記載された内容と同じようなものになっているが、これで良いのか。 本文と附

属書で保安規定を守るために必要な具体的な方法を記載することになっている。安全に廃止措置を実施する方法を書き込むことになる。

- ・ 中性子源は、R I法に基づき管理を行うことになるが、核燃料物質によって汚染された中性子源の扱いはこれで良いのか。通常発電所ではR I法に基づき行なっている。運用と安全確保は分けて考える必要がある。学会として管理の方法を決める方法もある。
- ・ 廃止措置の計画で核燃料物質の定義がされている。ここで核燃料としているが定義はどうなっているのか。核燃料物質の定義は法令で決められており、濃縮ウランなど全般の核燃料物質であり、核燃料はJ I Sで定義されており、原子燃料と定義されている。
- ・ 5.4 安全貯蔵措置で範囲を設定とあるが、区画または建屋など具体的に記載した方が良いのでは。わかりにくいと言うことですので、注記で説明をつけるなど工夫したい。
- ・ 5.5.1 汚染の除去の一般事項で、放射性廃棄物の低減とあるが、これはこのままで良いのか。放射性廃棄物の区分レベルの低下など適切なものに直す。
- ・ 5.6 解体工事 a) 2) 線量率調査で、有意な線量率を有する場合に、常に解体対象物を調査する必要があるのか。常にではなく、これらの事項に留意して調査を行なうとしている。解体対象物の線量率調査というよりも評価による場合もある(工藤委員)。解体対象物の線量については、1)の対象物調査の項でインベントリ、線量率を必要に応じ調査すると記載したらどうか。 拝承。
- ・ 5.6 d) 汚染のないものとあるが、定義は。この記載全体を見直す。今後のスケジュールとして、来年度の上期終わりまでに3回分科会で審議し、標準委員会へ中間報告、来年度末に本報告することとした。

#### (5) その他

次回 5/13 PM13:30~

耐震および試験研究炉等の計画の標準委員会書面投票結果対応及び廃止措置の実施附属書の審議を行なう。

以上